

## 自動車重量税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 納付受託者の指定要件及び委託を受けた自動車重量税の納付期日を定めることとする。(第8条、第9条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)